

マレーシアのミャンマー難民について

第1 出張概略

1 日程

平成25年4月22日～24日

2 訪問先

マレーシア外務省・内務省、UNHCR 事務所、IOM 事務所、RSC 事務所、カチン・カレン・ロヒンギャ・チンの各コミュニティ等

第2 マレーシアの難民全般

1 マレーシアにおける難民全体の現状

UNHCR から入手した2007年以降の統計上、マレーシアにおける全難民数は年々増加し、今年2月末時点の全難民は10万1290人（UNHCR が難民として認定し登録した人数（※申請中の者含む）。なお、UNHCR が未だ難民として認定していない庇護希望者は約4万9000人）。

上記10万1290人のうち、ミャンマー難民は9万2762人。その他の難民合計8528人は、多い順にスリランカ人、ソマリア人、イラク人、アフガン人である。

2 マレーシアにおける難民の保護

UNHCR マレーシアの事務所（職員数139名）において、面談等による審査・難民認定・登録を実施。難民として登録されると UNHCR から顔写真付きカードが発行される（なお、同事務所では難民への医療サービスも提供）。

難民の多くは身分事項に関する書類を持っていないため、UNHCR の難民認定登録は申請者本人の供述、家族、友人、近隣の者がいればその聴取結果、申請者が当該民族のコミュニティに自己や家族の情報を提供していればその情報等に基づき、UNHCR の難民登録データベース（プログレス）に記載される。

第3 マレーシアのミャンマー難民

1 マレーシアにおけるミャンマー難民の数、民族別の内訳

UNHCR は、ミャンマーの情勢により2001年ころからミャンマー難民がマレーシアで増加したと認識。

2013年2月末時点のミャンマー難民（※申請中の者を含む）9万2762人の主な内訳は、チン（キリスト教）3万2256人、ロヒンギャ（イスラム教）2万6296人、ミャンマームスリム1万545人、ラカイン（仏教）7080人、モン（仏教）3584人、カチン（キリスト教）2990人、カレン（仏教・キリスト教）2938人。

全体では男性約70%、女性約30%。18歳以上が約77%、18歳未満が約23%。

2 マレーシアにおけるミャンマー難民の生活状況等

ミャンマー難民は、クアラルンプール等の街中の狭隘な住居において、家族単位で居住したり、生活費や安全面を考慮し、20名程度以上の集団で居住したり、コミュニティが管理するビル内に単身者等が居住するなどしている。

単身者が多いため、1世帯の人数の平均は1.9人であるが、家族単位で生活する者も20～30%程度存在する。

3 マレーシアにおけるミャンマー難民の能力、傾向等

主に難民登録時点の各民族別の言語能力に関しては、ビルマ語でコミュニケーションを取ることが可能な者が多く、マレー語・英語が理解できる者もいる。

各民族における難民登録時までのミャンマーでの職業経験については、ミャンマーで生活していた当時は農業への従事が極めて多い。マレーシアでの職業経験としては、多数の者が自活するために都市部での職業（レストラン等でのサービス業、建設業、家政婦など）に従事している。

ミャンマーでの教育レベルについては、小学校低学年レベルの者もいるが、小学校中学年から中学生に相当するレベルの教育を受けている者が多く、大学レベルの者も存在する。なお、子供の教育に関しては、マレーシアでは公教育が難民に提供されず、ミャンマー難民のコミュニティや、NGO が主宰する小学校に約30%、中学校に約7%程度が通学。

4 カチン・カレン・ロヒンギャ・チンの各コミュニティからの聴取状況等

カチン：コミュニティが運営する施設のホールにおいて19名から聴取。ビルマ語での意思疎通が可能。全員がマレーシアにおいて職業に従事。タイの難民キャンプではなくマレーシアへ来た理由としてタイの難民キャンプで受け入れてもらえることの不知を挙げる者あり。政府との衝突等を理由としてミャンマーへの帰還を望む声はなく、マレーシアでも非合法的な存在とされ、犯罪の対象とされて身の危険を感じていることなどからマレーシアでの滞在も希望せず、第三国定住に期待。既に、米国、オーストラリアへの移住を希望して手続中の者もいたが、数名は、将来、日本への第三国定住を希望したいと述べていた。

カレン：コミュニティの建物（PCルーム等のある教室、洗濯・ビーズ制作等の作業場、単身者のための宿泊場所等を有する）において26名から聴取。ビルマ語での意思疎通が可能。全員がマレーシアにおいて職業に従事。タイの難民キャンプではなくマレーシアへ来た理由として、タイの難民キャンプへ行くまでの道中でミャンマー政府側に逮捕されることの懸念を挙げる者あり。ミャンマーへの帰還を望まず、マレーシアでの生活も差別されており安全ではないため、今後継続してマレーシアで生活することを望んでおらず、第三国定住を希望していた。日本での仕事や子供の教育の良さに期待して10数名が日本への第三国定住を望んでいた。

ロヒンギャ：携帯修理に従事する夫・妻・子供3人が生活する不法占拠中のバラックを訪問後、ロヒンギャを含む11のコミュニティの子供のためNGOが運営する学校において主婦2名、UNHCRの通訳2名から聴取。主にマレー語での意思疎通が可能（通訳は英語可能）。ロヒンギャの一般的傾向として他のコミュニティより長期間マレーシアに滞在してマレーシアになじんでおり、今回の聴取においても、将来、仮にマレーシア政府から合法的存在として認められればマレーシアでの生活を希望すると発言する者もいたが、現状では、いずれも第三国定住を希望し、3名は既に申請済み。

チン：コミュニティの運営する女性ための職業訓練スペース（ビーズ、機織、コンピュータ等）及び35人（5家族を含む）が居住するフロア、5歳から16歳までの生徒160人の学校を視察後、コミュニティが運営する施設のフロアにおいて20名から聴取。主にビルマ語・マレー語での意思疎通が可能であり、英語が理解できる者が数名。政府との衝突が残っているとしてミャンマーへの帰還を望む者はおらず、マレーシアでも強盗等の対象とされ安全ではないことからマレーシアで引き続き生活することも希望せず、全員が第三国定住を強く希望していた（例えば、今回出席した難民のUNHCRの登録番号を日本政府として把握し、優先的に日本

への第三国定住を認めてほしいとの要望まで出された)。

第4 マレーシアのミャンマー難民を対象とする第三国定住制度について

1 マレーシアのミャンマー難民を対象とする第三国定住制度の実施状況

IOMによると、米国、オーストラリア、カナダなどが実施。

ミャンマー難民の第三国定住制度における受入れ先については、ミャンマー難民のそれぞれの具体的な事情（例えば、知人等の有無、言語能力等）や受入れ国の条件を考慮し、UNHCR職員が個別にミャンマー難民に電話をかけて、受入れ先を相談するなどしている。

2 米国の実施状況等

米国は、タイの難民キャンプからのグループ申請に基づく第三国定住の受入れを取りやめる方向であるが、マレーシアのミャンマー難民に対する受入れは引き続き実施。

3 IOMの関与状況、ミャンマー難民の健康状態等

IOMは、オーストラリア、カナダ等の第三国定住制度におけるミャンマー難民に対する出国前研修を実施してきたが、これまでに何らかのトラブルなどが生じたことはなく、スムーズに研修を実施。また、IOMはクアラルンプールにおいて私立病院の一部を借り、5名の医者を含む29名の職員を常駐させ、米国、オーストラリア、カナダ等への第三国定住のための健康診断を実施している。

IOMとして留意しているのはミャンマー難民の結核への罹患であるものの、それを理由に第三国定住が停止されるケースは極めて少なく、通常は検査と治療を経て、遅れて出国している。

※ 2013年2月末時点のマレーシアにおける全難民数、ミャンマー難民数及びミャンマー難民の民族別の内訳数については、これまで、UNHCRの登録数としていたが、平成26年1月、これら数値が登録申請中の者を含むものと判明し、追記したものを。